

会 議 録

会 議 名	第2回知立市地域公共交通会議
日 時	平成29年2月20日 (月) 午前10時00分 ~ 11時45分
場 所	知立市役所 第1会議室
次 第	<p>1.開会</p> <p>2.会長あいさつ</p> <p>3.報告事項</p> <p style="padding-left: 2em;">ミニバスの利用状況について 【資料1】</p> <p style="padding-left: 2em;">市民アンケート調査の結果について 【資料2-1~2-2】</p> <p style="padding-left: 2em;">地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について 【資料3】</p> <p style="padding-left: 2em;">東栄バス停の新設について 【資料4】</p> <p style="padding-left: 2em;">高岡地域バス（路線定期運行）の改編について 【資料5】</p> <p>4.協議事項</p> <p style="padding-left: 2em;">知立市総合公共交通会議の設置（案）について 【資料6-1~6-5】</p> <p>5.その他</p> <p style="padding-left: 2em;">ミニバス運行改正スケジュール（案）について 【参考資料1】</p> <p style="padding-left: 2em;">高齢者ミニバス運賃無料化事業（案）について 【参考資料2】</p> <p>6.閉会</p>
出 席 者	<p>【委 員】 林委員（知立市長）</p> <p>古田（金丸）委員（(公社)愛知県バス協会専務理事）</p> <p>近藤委員（名鉄バス（株）取締役）</p> <p>植田委員（愛知県タクシー協会理事）</p> <p>堀委員（老人クラブ連合会会長）</p> <p>寺田委員（知立市身体障害者福祉協議会理事）</p> <p>加藤委員（区長会会計）</p> <p>毛受委員（知立市商工会女性部長）</p> <p>古橋（杉本）委員（中部運輸局愛知運輸支局首席運輸企画専門官）</p> <p>桑原（塚崎）委員（愛知県交通対策課主幹）</p> <p>岡田（水野）委員（安城警察署警部）</p> <p>大久保（荒川）委員（愛知県交通運輸産業労働組合協議会議長）</p>

	<p>古橋委員（愛知県知立建設事務所維持管理課長） 山崎委員（（公財）豊田都市交通研究所主幹研究員） （ ） 氏名は代理出席者</p>
資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第、委員名簿、座席表 ・ 会議説明資料（資料 1、2-1～2-2、3、4、5、6-1～6-5、参考資料 1、2） ・ 「あいち公共交通シンポジウム」開催のお知らせ（愛知県交通対策課より配布）
内容（概要）	
<p>1.開会</p> <p>（司 会） 定刻となりましたので、ただいまより平成 28 年度第 2 回知立市地域公共交通会議を開催いたします。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。本日の会議出席者は 14 名、全委員 14 名の過半数を超えておりますので、当会議は成立していることを報告いたします。それでは、会議に入ります前に、資料の確認をお願いいたします。本日お配りした「次第」、「委員名簿」と「座席表」の両面のものです。それから「ミニバスガイド」、「あいち公共交通シンポジウム」開催のお知らせ、事前にお送りしました「知立市地域公共交通会議第 1 回資料」です。よろしいでしょうか。それでは、はじめに会長である林市長よりあいさつを申し上げます。</p> <p>2.会長あいさつ</p> <p>おはようございます。本日は、ご多用の中、第 2 回の本会議にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。</p> <p>—中略—</p> <p>委員の皆様方のご指導、よろしく願いいたします。</p> <p>（司 会） 続きまして、委員の皆様のご紹介ですが、本日の配布資料の地域公共交通会議委員名簿と座席表をご確認いただきまして紹介とさせていただきますのでご了承ください。利用者にとってより便利なミニバスの運行ができるよう、さらに議論を重ねていきたいと考えております。委員の皆様には本会議におきましてご協力いただくようお願いいたします。併せまして、本日は議題が盛りだくさんでございます。円滑な会議な進行に努めますのでよろしくお願いいたします。それでは、議事進行を議長の山崎委員に交代させていただきます。山崎委員よろしく願いいたします。</p> <p>（議 長） おはようございます。ご指名いただきました公益財団法人豊田都市交通研究所の山崎でございます。今日公共交通に関して基本的な計画を立てていかなければならない、ネットワークをどうしていくかを考えていかなければならないような時期になってきています。その中では、特にまちづくりと併せて、人が車に頼らなくても暮らしやすいまちづくりを考えていかなければなりません。これは全国的どこにも言えることです。知立は比較的コンパクトな町で、住みやすいまちを創りやすい状況にあると思います。みなさんで知立市でよりよい公共交通を作っていくために議論をお願いします。では次第にあります報告事項と協議事項に関して進めていきたいと思っております。</p>	

3. 報告事項

(議 長) それでは、報告事項としまして5点議事がございます。まずは(1)報告事項「ミニバスの利用状況について」事務局より説明をお願いします。

(事務局) 【資料1に基づき説明】

(議 長) ありがとうございます。減少しているコースについてそれに関して何となくでも構わないので理由はありますか。

(事務局) 前年の便別に乗車人数を確認したり、遅延状況が悪化しているのではないかと、弘法命日の日程が関係しているのではないかと調べたのですが、明確な理由は見つからなかったです。ただ傾向としては、平日の中日、つまりは火、水、木曜日の人数が減少している傾向が分かりました。今後も原因を究明するように努めていきたいと思っております。また、増加率について今までは年間に1万人以上増加してきましたが、26年度から27年度にかけての増加人数は1万人を切った人数となりました。今年度はさらにその人数を下回る増加人数を予想しています。今までは右肩上がりに乗車人数は増加していましたが、少し鈍化してきたのかなと考えております。また本日説明させていただきますが交通の計画を策定していきたいと考えておりますので、その中で利用者が増加するように、動向を考えながら進めていきたいと思っております。

(議 長) ありがとうございます。利用者は人口に比例していく部分もあるので、そろそろこれが上限に達してきているように感じます。他にはよろしいでしょうか。それでは、報告事項の2点目ということで(2)「市民アンケート調査の結果について」事務局より説明をお願いします。

(事務局) 【資料2-1、2-2に基づき説明】

(議 長) ありがとうございます。ただいまの説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(委 員) 利用者数の減少について、明確な理由が見つからなかったということでしたが、こういった市民アンケート調査の中でそういった原因が分かるようなものがあるのかなのか、仮にあるのであれば、うまく活用していけば良いのかなと思います。どこから利用しているとかないため、難しい部分もあるかもしれませんが、各路線ごとの利用状況を分析できれば良いのかなと思います。

(事務局) こういったアンケート調査結果を通じて、様々な事実関係や結果を探っていきたいと考えております。また補足として、今までバス利用者を対象としたアンケートは実施したことがあります。男女の比率やバスをご利用いただいている方の年齢、どこにバスで向かいたいかは分かりませんが、今回のアンケートではあえて市民全体にランダムにア

アンケートを配布させていただきました。おそらくバスに乗っていない方が多いと思っています。これから交通網形成計画を策定するうえにあたって、今まで乗っていなかった人に利用していただくように、市民全体でどのように考えているのか把握するためにアンケート調査をさせていただきました。本結果を踏まえて、今後の交通事業に役立てていきたいと考えております。

(議長) ありがとうございます。他にご質問・ご意見はありますか。

(委員) 利用しない理由に運行本数が少ないということと、目的地までの所要時間が長いということがありますよね。私が以前利用したときには目的地まで30分から40分かかったことがありました。時間が多くかかってしまうことについてどのように解決していけばよいか疑問に思いました。

(事務局) 運行ルートの設定は長年のテーマとなっていますが、当然バスの台数を増やせば色々なルートや反対周りもできるということもあります。現在知立市のバスは循環型でやっておりますので、知立駅を発着して回ってきます。行きはすぐに知立駅に行けるが、帰りに知立駅から戻ろうとすると、他のところを回ってこないといけない状況がございます。なるべく知立の場合は市内全域を回るように設定しているので、多くの皆様が利用できるのと、時間との兼ね合いを今後ともルートの検討をしてきたいと考えています。

(委員) 例えば、市役所から知立駅までの所要時間とかがバス停で分かれば、このコースに乗ればどこに行ける、何分かかるのかが分かれば、乗る乗らないの判断がつくと思うのでバス停に掲示するのはどうでしょうか。

(事務局) 全員の方が使えるわけではないですが、今年度から知立市のホームページ上にミニバス時刻表検索システムを導入しました。ミニバスを利用する多くの方が高齢者ということもあって、すぐに活用できるかという問題もあります。今年度から実験的に少しでも分かりやすいようにやってみたのですが今後誰でも分かるようなものがあるのかということも含めて検討していきたいと思えます。

(議長) 大変良いことを仰ってくれたと思います。乗り慣れた人だとどこからどこまで何分というのが分かると思いますし、ミニバスガイドの時刻表を見れば所要時間が分かりますがそのようなことはバスに乗ろうと思うと情報が頭に入っていないと思います。見方として主要なバス停間はここから何分かかりますと書いておくだけでも良いかもしれませんね。

(委員) 主要なバス停に乗り継ぎ等の情報も付け加えると良いのではないのでしょうか。

(議長) 情報量が多くなると、必要な情報が分かりにくくなってしまいかもかもしれません。一番シンプルでみんなが使いやすい部分だけ掲載していくのが良いと思います。他にご質問・

ご意見はありますか。それでは、報告事項の3点目ということで(3)「地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について」事務局より説明をお願いします。

(事務局)【資料3に基づいて説明】

(議長)ありがとうございます。ただいまの説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(委員)愛知県交通対策課より補足説明させていただきます。先ほど事務局の方から説明があった通り、愛知県交通対策課が事務局をしておりますバス対策協議会で事業計画、事業評価をしております。ここに書いてありますミニバスの2・3・4コースは市町村域をまたぐ幹線系統、国の事業であります地域間幹線系統に位置づけられているものであります。地域間幹線系統につきましては、行政だけではなく利用者である地元の方にも路線について関心を持っていただきたいということで、地域公共交通会議の場で話題としていただくようにこちらからお願いをしているものであります。お気づき点等ございましたらこの機会に質問していただくようお願いいたします。

事業評価のやり方についてですが、交通対策課のほうから資料3にあります事業評価票を運営主体である知立市さんをお願いしております。路線ごとに所見やそれぞれ目標に対する達成状況とともに運行事業者や沿線市町村の所見も記入していただいたうえで提出していただいております。またそれをまとめたものが資料3の最初の表になります。

(議長)補足説明ありがとうございます。他にご質問・ご意見はありますか。

(委員)補足というわけではありませんが、2月13日に地域間幹線を含めた確保維持改善事業に関しての二次評価を有識者の先生を含めた第三者評価委員会を行いました。評価自体は県のバス対策協議会というところで自己評価をしたものを県のほうからご報告していただいて、評価をしているというところであります。全般的には、それぞれ運営主体の自己評価だけではなく、関連する市町村、バス事業者にも評価していただいて、それを取りまとめて報告していただき、それを受けて県としての評価をする。こういったようなことをしていただいています。あるいは今回のようにフィードバックをしてそれぞれ関連する協議会にご報告をしていただくということをやっていただくことによって、関心を持っていただくかが重要だと思います。

先ほどのアンケート調査の結果のように市外の施設名として刈谷市の総合病院、総合運動公園や安城市の新城駅、三河安城駅に行きたいというようなアンケート調査も踏まえて、ミニバスガイドの路線図の下側にも記述されているように東刈谷駅北口で安城市の「あんくるバス」につながっていますよ、あるいは刈谷市の「公共施設バス」に乗りができますよといった情報は伝わることによって市外の施設へ行けるということを発信することが今後の連携につながっていくと思います。広域移動を国は重視してしまして、近隣の市町に近いところの方は他の市町の施設に行きたいという方も多いことは本アンケート調査の中でも把握されていると思うので、こういった情報をいかに関連する団体

に連携をとっていただきながら、どういった移動手段を確保していくのかを考えていくのが重要になってくると思います。今回の第三者委員会でも広域的な部分を評価させていただきました。

(議長) ありがとうございます。積極的に市民の方にPRしていくべきことだと思います。他にご質問・ご意見はありますか。それでは、報告事項の4点目ということで(4)「東栄バス停の新設について」事務局より説明をお願いします。

(事務局) 【資料4に基づいて説明】

(事務局) ありがとうございます。こちらのバス停の新設は今年度第1回の交通会議で承認いただいた件ということで、東栄バス停の時刻表と実際にバス停に設置する内容を報告していただきました。運用開始日は29年4月1日からということです。ただいまの説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(委員) 意見というわけではありませんが、先日県のほうから道路占用許可を出させていただきました。前回の会議において、中央子育て支援センターから最寄りのバス停を新設するというお話をお聞いております。供用されましたら、中央子育て支援センターの利用者のみならず、多くの方に利用していただきたいと思いますので、PRをお願いしたいと思います。

(事務局) 元々中央子育て支援センターの利用者からのご要望に基づいて、バス停を新設したものでございます。支援センターを利用する方はもちろん、東栄地区にも新たなバス停ができるということで、地域住民の方にも十分周知を進めていきたいと考えております。また、現コース上にバス停を設置するため、コースおよびダイヤを変更することなく対応ができました。コースやダイヤを変更すると様々なところに影響が出てきますが、こういった調整が比較的少なく、利便性が向上するものにつきましては、極力対応していきたいと考えております。また何かこういった箇所に設置して欲しい等のご要望がありましたら、全てに関して協議はしますが、簡単にできるものはなるべく早く取り入れていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(委員) バス停の名称は「中央子育て支援センター」でも良いのではないのでしょうか。

(議長) 問題ないと思いますよ。代表的な施設があるならば、その施設名をバス停の名称にしていくのは分かりやすいと思います。

(事務局) バス停の名称を当初は「中央子育て支援センター」でも良いのかなと考えておりましたが、設置箇所から支援センターまで少し距離があるということで、施設の前や付近の東や西といった表現が少し難しいと判断して、地域の名称にさせていただきました。

(議 長) 少々お話が変わりますが、子育て支援センターでも健診をやっていますか。

(事務局) 子育て支援センターで健診もあります。保健センターと子育て支援センターを利用する方に広告を置いて、周知をしていきたいと思っています。広報等でも周知をさせていただいております。

(議 長) 子育て支援センターが会場となる行事の案内文書の中でバスが使えますよというのを掲載するのも良いですね。

(事務局) 担当課と協議させていただきます。

(議 長) 他にご質問・ご意見はありますか。それでは、報告事項の最後になります5点目ということで(5)「高岡地域バス(路線定期運行)の改編について」事務局より説明をお願いします。

(事務局) 【資料5に基づいて説明】

(議 長) ありがとうございます。ただいまの説明について、ご意見・ご質問はありませんか。高岡ふれあいバスの2番路線というのは通勤・通学に利用される方が非常に多く、豊田の南の方が知立駅に向かうのに利用されています。せっかくですから、知立市民もこういった路線があるなら、ハイウェイオアシスに通じてもらいますし利用していただければと思います。またミニバスガイドにもふれあいバスに乗車ができることを掲載したほうが良いと思います。

(委 員) ふれあいバスは100円ではなくて200円ですか。

(事務局) はい。200円となっております。

(委 員) 知立市民の目線から見たときに、値段的な違いも周知していくべきではないでしょうか。

(委 員) 周知していきたいと思います。

(議 長) 市の職員の方からすると、ミニバスは知立市が運行している、ふれあいバスは豊田市が運行しているという意識はありますが、市民の方からするとどこが運行していてもバスはバスだという意識を持っている方もいますよね。他にご質問・ご意見はありますか。それでは、報告事項は終了になります。続いて、協議事項にうつっていきます。

4. 協議事項

(議 長) 協議事項として「知立市総合公共交通会議の設置（案）について」事務局より説明をお願いします。

(事務局) 【資料6-1～6-5に基づいて説明】

(議 長) ありがとうございます。ただいまの説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(委 員) これから地域公共交通網形成計画を策定していくにあたって、計画策定においてこれまでも説明があったと思いますが、活性化再生法という法律の中で協議会を設けて協議してください。ということがございます。その中で、資料6-4の7ページの表にある「知立市総合交通会議」についてですが、(1)の頭に道路運送法に基づくという形で記述していただきたいと思います。

(事務局) 実は知立市の条例の話になってしまいますが、法律の中に○条○項にこういうものを決めるという明記がある場合は、○法の第○条○項というような表記をさせていただいております。書き方として、法律の中にここで決めているものがない場合は、○条○項という表現を抜くという決まりでやっておりますので、今回法律名無しというような表記でやらせていただきたいと思っております。申し訳ありませんが、市の中において、約束事で条例を作らせていただいているということで、法規担当と協議した結果、今回のような結果となりました。ご理解いただければと思います。

(議 長) 例えば活性化再生法がここに挙げられているのは、その中にこの会議の設置について書かれているからということですか。

(事務局) そうです。

(議 長) 今ご指摘のあった道路運送法に関しては、直接この会議に設置することが謳われていないということですか。

(委 員) 道路運送法上、コミュニティバスの運賃等に関して協議はそれぞれ協議をしないとけないという規定があります。それに基づいて協議会を設置していただいていると思いますので、今の説明だと私としては理解しづらい部分がありました。

(事務局) 言われるとおり、運送法の中で運行ルートや利便性を高めることについての定めがございます。また施行規則の中で公共交通会議を設置するという定めがありますが、うちの法規担当と話す、この条項でそれを全て示すような表現になっていないということもございまして、今の条例上はこういう表記でやらせていただきたいというような内容

でございます。ちょっと説明にはなりづらいですが、知立市の決め事ということでご理解をいただきたいと思います。

(議長) この中に道路運送法という言葉があるべきだという話であれば、この文書を考える必要があると思います。

(事務局) もう一度協議をさせていただきます。この場で修正しますとは言えませんので、協議させていただいて、事務局に一任していただければなと思います。

(議長) 全てのバス運行、公共交通運行に関しては道路運送法が要となります。それが何も書かれていないというのは運輸支局さんと事務局の中で検討いただいて一任するという形でもよろしかったでしょうか。

(委員) 委員名簿についてですが、名前が愛知県交通対策課となっているものを、振興部が抜けているので修正いただきたいと思います。

(事務局) 立ち上げ時には愛知県振興部交通対策課ということで表記させていただきたいと思います。

(委員) 保留という形ではなく、よろしければ協議が整った段階で改めて書面でも協議をしていただくとありがたいです。

(事務局) 会議は本日で終わってしまいますが、支局さんとは改めて協議をさせていただきたいと思います。

(議長) そうなりますと、協議をした結果をこの場では決められませんので、事務局と運輸支局の協議の結果を後日書面でという形でもよろしかったでしょうか。

(委員) 資料の6-3は地域公共交通会議の設置要綱になっていますが、4月から総合公共交通会議になったときに総合公共交通会議の設置要綱は作らないのですか。ここには道路運送法に基づくと書いてありますが。

(事務局) 一昨年ぐらいから知立市の附属機関、知立市の計画を答申したり諮問機関的なものは、附属機関条例の中に統一しようという動きがございまして、今回総合公共交通会議ということで合同会をやるにあたって、それは今までの要綱という立場ではなくて附属機関条例の中に入らなければならないという方向性が出ました。資料6-3の要綱につきましても、新しい附属機関条例が出来ましたら、そちらのほうは廃止という形になります。改めて附属機関条例の中でやっていくというような進め方をしていきたいと考えております。

【議長】いずれにしてもここでは結論が出ないと思いますので、最終的にどうなったかという結果に関して事務局から報告いただくという形でのよろしいかということをお願いしたいと思います。これで承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

ありがとうございます。ではそのような形をとらせていただきたいと思います。この会議の承認の仕方が4分の3以上の賛成で可決という形、ただし全会一致が原則となっております。今全会一致で可決となりました。実はここに至るまでに以前事務局で作られた設置要綱の中では過半数で可決ということで事務局から提案がありました。これに対しまして、地域公共交通会議は原則全会一致だと、この会議の前身のときに出ました。それから4分の3以上の賛成、ただし全会一致が原則となりました。ただ、運用上は議長として進行させていただいてますが、全会一致でなければ、協議を重ねていく形で進めてきました。今後新しい会議になって、そういった形で過半数で可決といいつつも、皆さんが納得して賛成いただけるような協議をする・会議をする、そして事務局が運営をしていただきたいと思います。それでは協議事項を終了させていただきます。進行を事務局にお返しします。

(司会) ありがとうございます。これからはその他事項ということで、事務局から説明させていただきます。1点目は(1)「ミニバス運行改正スケジュール(案)について」を説明させていただき、ご意見をいただいてから2点目にうつっていききたいと思います。まずは担当より説明します。

5. その他

(事務局) 【参考資料1に基づいて説明】

(司会) ただいまの説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(委員) ミニバス運行改正に関してこのような感じだと思います。網計画の関係で調査事業、現在事前要望の段階ですから、正式には3月から4月にかけての申請になります。今本庁の方から確定をしている段階で、どういった結果が出るか分かりかねますが、申請可能となった場合は、交付していくということでございます。調査事業という形になりますので、交通会議の開催で事業評価をしていただくことになります。事前に自己評価をしていただきまして、事前調査を交通会議に諮るということになります。2回目の会議から3回目の会議において、自己評価の評価を含めて会議の開催をお願いするのかなと思います。調査事業の進捗状況も報告していただくと思います。よろしくお願ひたいと思います。

(事務局) ありがとうございます。今後も引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

(司 会) 他にご質問・ご意見はありますか。よろしければ、来年度予定しております2点目(2)「高齢者ミニバス運賃無料化事業(案)」について、担当より説明いたします。

(事務局) 【参考資料2に基づいて説明】

(司 会) ただいまの説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(委 員) 料金として後払い方式とありますが、このパスを見せて乗務員が人数をチェックして報告するということですか。

(事務局) 説明不足で申し訳ありません。料金の支払い方法についてですが、年に2回利用料金の種別調査をやらさせていただき予定であります。今も連続した平日の2日間乗り込み調査をやっております。どういう調査かという、知立市の場合ですと、現金、定期券、運転免許自主返納者の特別定期、無料だと、障がい者手帳を持っている人、小学生以下のお子さんといった、どういった人が乗っているかという調査です。その割合によって実際に乗った人に算出された割合を乗じた分を担当課から運行事業者に料金を支払うというやり方で考えております。

やはり、運転手の方が毎回毎回人数を数えていくべきかもしれませんが、そのようなことをやっていると、運転手さんに対して相当な負担がかかると思ひます。ワンマンで運転していますので、安全運転を考えましても実質的に不可能だと考えております。年に何回か調査を実施し割合を設定して、運営していきたいと思ひます。

(委 員) 今のお話ですと、事業者のほうに一旦それに該当する運賃が入ってくるということですよ。私たちの運賃箱に入ってくるお金というのは全て仮払いで知立市さんのものという認識でやっています。期末には、そのお金を把握したうえで受託量を満額いただいております。今のお話だと、担当課から支払うお金というのはまちづくり課に振り替えても問題はないように思ひます。

(事務局) 知立市の都合となって申し訳ありませんが、知立市を走っている5つの路線のうち3路線は先ほど説明しました地域間幹線系統の補助金をいただいております。その関係もございまして、結局は知立市が肩代わりをしますが、乗車料金という取り扱いにさせていただくという必要がございますので、担当課から運行会社にお支払いをするという手続きをとりたいと考えております。名鉄さん、大興さんにつきましては、乗車料金を引いた分の差額を運行費ということでまちづくり課からお支払いするやり方でいきたいと考えております。

(委 員) 運行費は契約の額だと思ひますが、あくまで現金の移動だけのお話ですよ。高齢者無

料化はどのように補助金に関係してきますか。他の課から料金をいただくという形はあまり記憶にないです。

(事務局) 簡単に言えば知立市の都合です。現在障がい者の方は完全無料ということで手帳を提示していただければ、無料で乗車できます。これは無料という名目で運輸局にも申請しております。では、高齢者の方も無料にすればと思うかもしれませんが、基本的には市民の方には負担をかけません。補助金をいただいている中で、輸送量というものに補助金額は影響しまして、無料にしますと大幅に減額となります。知立市が補助金のほうをそのまま確保できる手法はないかという中で、本人さんからすれば無料であることに変わりはないですが、市が肩代わりをして無料ではないということで補助金を維持していきたいと考えております。

(委員) ふれあいバスに乗ってハイウェイオアシスに行くとなると、通常200円のところ、障がい者の方は半額ですか。

(事務局) ふれあいバスは知立市のコミュニティバスではないものですから、明確な回答は申し上げられないです。知立市としてはミニバスにしかこういった施策はできません。今ふれあいバスの時刻表案内を見ていますが、障がい者等は半額という表現になっています。直接運行には関わっていないものですから、確認は必要ですが、表記としては障がい者は半額となっております。ただ、市内市外の区別については書いていません。知立市におきましては、障がい者の方につきましては、市内市外を問わず無料としていますが、市によっては、その市の障がい者だけ無料という市もありますので、調べさせていただきたいと思います。

(司会) 他にご質問・ご意見はありますか。それでは本日の次第には載ってはいませんが、その他の3点目ということで、配布いたしました「あいち公共交通シンポジウム開催のお知らせ」について愛知県交通対策課よりご紹介のほどよろしく申し上げます。

(委員) 【当日資料 あいち公共交通シンポジウム開催のお知らせに基づいて説明】

(司会) ありがとうございます。ご興味のある方は是非参加していただきたいと思います。それでは、本日の地域公共交通会議はこれで終了とさせていただきます。本日はお忙しい中ありがとうございます。